



岸 高明の市議会だより

岸 高明の会 事務所 茅ヶ崎市新栄町7-1岸ビル6F
 自宅 茅ヶ崎市本村4-10-8

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/takaaki-kishi/>

総務常任委員 議会運営委員 議会だより編集委員 議会映像配信検討委員 農業委員

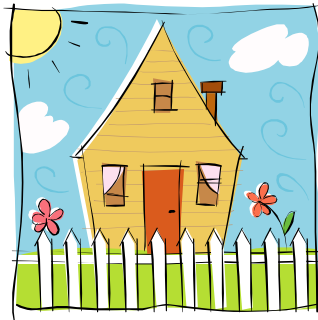
平成18年第三回本会議 私の 一般質問趣旨

全文は、議事録を
市ホームページに掲載

用途地域の現況と問題

都市計画の柱のひとつに、用途地域があります。地域毎に土地利用が工業専用地域や第一種低層住居専用地域などと利用目的が混在しないように指定されています。それに基づき建築物の許可、事業・商売などが制限されています。用途地域は昭和13年に初めて指定され、その後、追加変更され平成8年に現在の用途地域となっています。

茅ヶ崎市は、戦後60年で人口は6倍程に増加し、以前は田圃や畑であった市街地もほとんど住宅地に変わっています。市内どこでも望めた富士山や大山・箱根は、今は建物の陰です。鉄道線路からの引き込み線が多くありましたが、鉄道輸送からトラック輸送に変わり引込線のほとんどが廃止されています。駅近くの元町には準工業地域指定箇所がありますが、現在、工場は、住宅とスポーツ施設と変わっ



ています。

また、さがみ縦貫道と新湘南バイパスが開通接続すれば、八王子市など北部山間部や東名高速から茅ヶ崎市の海に向い、たどり着いた終点が柳島の農業振興地域という事になります。商業・工業の点から土地利用を考えた時、適切かどうか考慮すべきと考えます。辻堂のカントク跡地や香川のみずきのように一度に開発される場合に比べ、

ゆっくりとした変化には、反応が鈍くなってしまう危惧があります。

準工業地域では景観条例との整合性を欠く場合あるようにも思われます。

用途を頻繁に変更するのは混乱を生み慎重な対応が必要ですが、時代に合わせて常に見直して行く視点も必要です。究極的には、理想形に近づけるべきですが、土地利用に関し、将来像と現況と過去の三者が一致していない場合、何を最優先するかという市の基本姿勢から問題提起をしました。市としては、都市マスタープランや

緑の基本計画などの計画や見直しの動向と5年に行われる都市計画基礎調査などを考慮しながら検討する。

県のスケジュールもあり平成22年以降との回答である。

市街化調整区域の農地の南側に市街化区域のマンションが建ち問題が起きた。調整区域は道路などで線引きされるべきとの質問に対し、市としても、その方向性との事。

障害者自立支援法

障害者自立支援法が本年4月より施行されています。措置費から支援費に変わり短期3年での制度変更です。新たに精神障害を加え障害種別を一本化し、地域で暮らすための制度改正です。

しかし、応益負担と呼ばれる定率負担が導入され、本市の調査では無いとの事であるが、他市では、負担増から施設利用をやめた人もいと報道されています。

“きょうされん”のデータによると、242市町村で独自の負担軽減処置を講じています。本市では軽減処置は未実施だが、今後、問題があれば、本市も導入すべきと私は考えています。

実施済みの看護サービスと訓練サービスに加え、10月より地域生活支援事業がスタートします。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地

域活動支援センター機能強化事業の5の事業は必須事業です。他に任意があり市の裁量で決定されます。

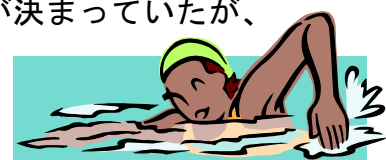
障害者自立支援法を相談事業が義務付けられた事を大きく評価する市民の声もあります。厚生労働省は、養護学校の卒業生の55%が福祉施設にいて、福祉施設を出るのは年間1%で問題と捉えています。法の趣旨として、就労に結びつける、地域に出て暮らせるようにするために、数値目標を設定し行政が努力するよう求めた事に対し、市長は市ともして漠然と事業をするつもりは無く達成目標を明確にするとの回答であった。

市営プールの管理

埼玉県ふじみ野市の市営プールで、7月31日に流れるプールの吸水口のふたが外れていて、吸水口に少女が吸い込まれた事故が発生しました。この事件を受け、本市においても、市管理の小学校、中学校、市営プールについて吸水口のふたが点検され、温水プールにおいては修繕が行われました。

この事件の原因は、単に設備の不具合が放置されていた、それだけが原因とは考えられません。プールの管理全体の問題でもあるし、また他の施設でも起きる問題であろうと思います。

監視員は赤十字や日本水泳連盟の講習修了であることが決まっていたが、



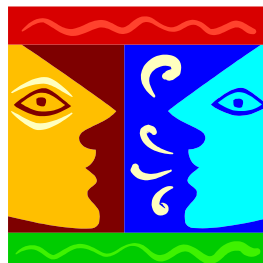
業務マニュアルも見ることがない、アルバイトで泳げない、水着も着ていない者もいた。管理委託先が再委託され、孫請となっていたなど指摘されています。

本市においても、市営プールの管理は業者に委託されています。スポーツ課が管理し民間に委託している小学校プール開放は、日本赤十字社の水上安全法救助員の資格者で、受託者が開放前にみずから行う受講会等の修了者となっています。また、スポーツ課で都市施設公社に委託し、民間に委託されている温水プールは、水上安全法救助員、または日本体育施設協会水泳指導管理士のいずれかの資格を有する者となっています。そして、公園みどり課が委託している市営プールでは、18歳以上で監視員に適する者となっています。なぜ同じプールでも監視員の資格に違いがあるのでしょうか。管轄する部署が違うからでしょうか。

特に市営プールでは監視員に公的資格の取得が明記されていません。私の質問に対し、市の説明では、市営プールは管理委託会社が、公的な資格を持つ者が管理にあたり、他の監視員に教育訓練をほどこしているという事ですので、記述がされていないだけで、他のプールと同じに管理されているとの回答です。

事故が起きてから、点検してみるとちいさなヒヤリハットが以前にあった。

その時に対応しておけばと後悔をする。そのような事態にならないように、常日頃から安全をどう確保するかという点から問題提起をしました。



議案から

第三回市議会定例会（9月議会）が開かれ、補正予算など

議案70件と認定7件、報告3件について、審議され可決・認定されました。主な議案は次の通りです。

みずき 市道路線の廃止と認定

東海岸寒川線が南北に開通した街“みずき”は、田園地帯から戸数一千戸の住宅地に日々変化しています。議案の内48件は市道路線の廃止と認定で、ほとんどが香川・下寺尾特定地区画整理事業（みずき）の市道の整備に伴うものです。みずき地区の学区は香川小となり教室の増設が計画されています。将来、近隣小学区と極端な格差が発生し1300人規模のマンモス学校となる事が予想され、本質的解決が望まれます。今後、市内全体の学区の見直しも必要と思われます。

調停成立

香川・下寺尾特定地区画整理事業に関し、相鉄不動産(株)が本市に対し、五年分割にて協力金4億8014万9000円を支払う調停が成立しました。

職員給与と退職金制度改定

昭和32年以来50年ぶりに給与制度の基本的形式が大幅改正されました。

民間並の賃金、年功序列から仕事の功績主義へという方向付けがなされた事には評価をしています。しかし、功績を、誰がどの様な基準で正確に評価するのかという、公平な人事評価制度の運用が一層重要となりました。民間においても人事評価は、試行錯誤後が繰り返されています。運用状態を常に検証・修正し続け、市民の理解と職員の士気にも十分配慮すべきと考えます。改正点は以下の通り。

民間賃金並に

民間との賃金格差をなくすために、本市の民間地域賃金の調査データに基づき給料表が改定されました。給料表平均で4.85%減となります。

年功序列から仕事の功績評価に

昇給の最小単位（号級）を4分割し号級を増やし、功績を反映した昇給が出来るようにしました。

給与費の削減効果

昇給により改定前の給料を超えるまでは、改定前の給料が支払われます。実質的な昇給停止効果があり、制度変更前と比べ今後3年間で3億6500万円の削減が見込まれます。

昇給基準

昇給は功績別に5段に分け、8号～0号の範囲で昇給。ただし、56歳以上は、最高4号昇給までと抑制されました。

退職手当制度の改定

退職金に占める退職時の職務級の割合が高くなり、理事など上級職で増額、下位の級では減額となりました。貢献度の反映と言う事ですが、給与改定と同様の問題があり注視して行きたい。

平成十七年度決算の認定

一般会計歳入決算は555億円と前年に比べ実質的に、市税収入の増加で若干増加しました。市債残高は476億円と前年より13億円減少しています。しかし、歳出は義務的経費が増え、経常収支比率が93.5%と財政構造が弾力性を失い余裕の無い状態が続いています。行政評価制度、職員の削減、職員給与の見直しなどが行なわれていますが、財政再建ばかりに目を奪われ、市民サービスが低下しては問題です。適切に運用すべきです。

全面開院後2年で。経営状況が改善された市立病院、国民健康保険、下水道、老人保健医療、介護保険、公共用地先行取得など特別会計歳入決算479億円、市債残高398億円についても認定しました。

